

平成29年(行ク)第263号

(本案事件:平成27年(行ウ)第700号 日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件)

申立人 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

相手方 国(処分行政庁 外務大臣)

文書提出命令申立てに対する意見書(3)

平成30年2月28日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

相手方指定代理人	大	津	由	香
	中	村	元	昭
	矢	澤	正	樹
	入	谷	貴	之
	寺	尾		長
	鈴	木	孝	宏
	内	藤	正	彪
	宮	野	理	子
	西	田	真	啓
	高	橋		潤

相手方は、申立人主張書面(1)に対し、必要な範囲で反論するとともに、相手方意見書(1)における意見を補充する。

なお、略称等は、本意見書で新たに定めるもののほかは、本案事件及び従前の例による。

第1 相手方が本案における主張の一部を撤回したこと

今般、相手方は、本案事件において、別添のとおり平成30年2月28日付け準備書面(6)(以下「被告準備書面(6)」という。)を御庁に提出し、従前の主張の一部を撤回することを明らかにした。撤回する主張の具体的内容は以下のとおりである。

1 被告準備書面(4)第2の4(5及び6ページ)の全て

「4 本件不開示決定2における外務大臣の判断に国賠法上の違法はないこと」から「したがって、前記1の原告の主張は理由がない。」まで

2 被告準備書面(5)第2(4ないし6ページ)の全て

「第2 本件不開示決定2に国賠法上の違法はないこと」から「5 したがって、本件不開示決定2が国賠法1条1項の適用上違法となる余地はない。」まで

第2 本件各対象文書の取調べの必要性が認められないこと

前記第1のとおり、相手方が撤回するのは、本件不開示決定2に先立ち、米国に対して本件文書2を公開することについての意見を求め、米国政府から公開に同意しない旨の立場が示されるまでのやり取りの内容に関する主張である。

申立人は、本件申立書の4「証明すべき事実」(2ページ)において、本件各対象文書により、外務大臣が本件不開示決定2をするにあたって岡田事務官と

フロスト事務局長との間でやり取りされたメールの具体的内容を明らかにし、本件文書2について公開に同意しないとの回答が米国政府からなかったことを証明するとしている。

しかしながら、相手方は、上記のとおり主張を撤回したため、米国政府から本件文書2の公開に同意しない旨の立場が示されるまでの具体的状況を証拠によって取り調べる必要はなくなったというべきである。

第3 結語

以上のとおり、本案事件において本件各対象文書を証拠として取り調べる必要はないから、その余の点について検討するまでもなく、本件申立ては速やかに却下されるべきである。

以 上